

## 第679回通関協議会（本関地区）

1、日 時 平成26年 11月 11日（金）12時より

2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3、議題等（敬称略）

（1）「分類例規の一部改正について」

業務部 古賀 首席関税鑑査官

（2）輸出中古自動車の分類について

業務部 矢野 統括審査官（通関総括第1部門）

4、その他・連絡事項等

・電磁的記録（MSX業務）による申告関係書類の提出状況（10月分）等について

業務部 矢野 統括審査官（通関総括第1部門）

・自動二輪車の通関証明に係る様式変更

業務部 河田 収納課長

次回開催予定日 **平成26年12月9日（火）** 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部


TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: [bra\\_yokohama@kanzei.or.jp](mailto:bra_yokohama@kanzei.or.jp)

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
	(削 除)	<p><u>0106.19</u></p> <p><u>2. おおこうもり科</u></p> <p><u>翼手目は極地を除く世界中に分布し、約 1000 種が知られている。旧世界（マダガスカル島からインド、インドシナ半島および太平洋上の島々）の熱帯雨林に分布するオオコウモリ亜目（約 200 種）と世界中に分布する小コウモリ亜目に分かれる。おおこうもりはフルーツバットと呼ばれ、比較的大型（20～1500g）で、もっぱら植物食（果実、花、花蜜、花粉）である。夜に目で果物を探するため、目が大きく、鼻が尖っていて高貴な顔つきであり、キツネ顔なのでフライングフォックスとも呼ばれる。ペットとして輸入されるほとんどはおおこうもり（エジプトルーセット）である。おおこうもり科の代表的なものは、エジプトルーセットオオコウモリ、アンゴラフルーツコウモリ、マスクオオコウモリ、テングフルーツオオコウモリなどがある。</u></p> 
	(削 除)	<p><u>0106.19</u></p> <p><u>3. その他のもの（翼手目）</u></p> <p><u>ここうもりは超音波で餌を探すので、顔面が平たくつぶれており、超音波の発信部位である鼻は複雑な構造になっている。また超音波の受容器である耳は異常に大きく、構造も複雑で耳珠を持つ。食虫コウモリの他にウオクイ（魚を狩る）コウモリ、チスイ（吸血）コウモリがいる。ブタ顔で醜いのであまりペットとして売られることはない。</u></p> <p><u>ここうもりの代表的なものにはキクガシラコウモリ、カグラコウモリ、ミゾコウモリ、アラコウモリなどがある。</u></p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】


（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前																
	(削除)	0106.19	<div data-bbox="1478 279 1904 454" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1283 518 1500 550"><u>4. ハムスター</u></p> <p data-bbox="1283 598 2105 845">ハムスターはキヌゲネズミ科に属し、自然生息地はヨーロッパ、中近東、アジア大陸である。体は全体にずんぐりしており、体長の割に胴回りが大きく、四肢が短いので、動作は敏捷でなく腹面を床に着けるように歩行する。尾は極めて短く、頬には餌を入れておく頬袋を持っているのが特徴である。よく知られているものにはシリアンハムスター、ジャンガリアンハムスター、ユーロピアンハムスター、チャイニーズハムスターがある。</p> <div data-bbox="1500 869 1892 1029" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1283 1045 2105 1125">ペットとして飼われている主なハムスターには以下の3種がある。</p> <table border="1" data-bbox="1283 1125 2105 1396"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>ゴールデンハムスター</th> <th>キャンベルハムスター</th> <th>チャイニーズハムスター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体長</td> <td>18cm</td> <td>7~12cm</td> <td>9~12cm</td> </tr> <tr> <td>体重</td> <td>80~150g</td> <td>30~45g</td> <td>25~40g</td> </tr> <tr> <td>毛色</td> <td>背面は茶褐色 頬、頸側部、腹は白 目は黒</td> <td>褐色、茶、白、 グレーなど</td> <td>毛根部は黒 背面はグレー 腹部は白</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1283 1404 2105 1476">備考 シリアンハムスターとも呼ばれます。 キャンベルハムスター、ロボロ デンとドワーフ</p>	種類	ゴールデンハムスター	キャンベルハムスター	チャイニーズハムスター	体長	18cm	7~12cm	9~12cm	体重	80~150g	30~45g	25~40g	毛色	背面は茶褐色 頬、頸側部、腹は白 目は黒	褐色、茶、白、 グレーなど	毛根部は黒 背面はグレー 腹部は白
種類	ゴールデンハムスター	キャンベルハムスター	チャイニーズハムスター																
体長	18cm	7~12cm	9~12cm																
体重	80~150g	30~45g	25~40g																
毛色	背面は茶褐色 頬、頸側部、腹は白 目は黒	褐色、茶、白、 グレーなど	毛根部は黒 背面はグレー 腹部は白																

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】


（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前																				
	(削除)	0106.19	<p style="text-align: center;">ばれる <u>フスキー、ジャ の中間 ンガリアンの小 型3種を総称し てドワーフ（矮 小）ハムスター ともいう。</u></p> <p><b>5. モルモット</b></p> <p><u>モルモットはヤマアラシ亜目、テンジクネズミ科に分類される。特徴は頭部が大きく丸みをおび、頸は短く、全体にずんぐりとしており、尾はほとんどない。四肢は短く、前肢に4指、後肢に3指をもつ。つかむと甲高い奇声を発するが性質は極めて温和である。主なものとしてアビシニアン、ペルピアン、イングリッシュ種がある。ペットとして人気があるのはイングリッシュ、アメリカンショートヘア種、及び15cmもの絹のような長毛を持つペル一種、毛が渦状またはバラ状になっているアビシニアン種がある。</u></p> <div style="text-align: center;">  </div> <p><u>主なモルモットの特徴</u></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;"><u>種類</u></td> <td style="width: 25%;"><u>アビシニアン種</u></td> <td style="width: 25%;"><u>ペルピアン種</u></td> <td style="width: 25%;"><u>イングリッシュ種</u></td> </tr> <tr> <td><u>作出国</u></td> <td><u>英国で作出</u></td> <td><u>フランスで作出</u></td> <td><u>英国で作出</u></td> </tr> <tr> <td><u>体長</u></td> <td colspan="3"><u>品種による差はあまりない。22～36cm</u></td> </tr> <tr> <td><u>体重</u></td> <td colspan="3"><u>品種による差はあまりない。成体の体重は雄1kg、雌850g</u></td> </tr> <tr> <td><u>毛色</u></td> <td colspan="3"><u>いずれの品種も白、黒、褐色、野生色、チョコレート色、クリーム色などを基調として単毛色の個体と、これらの色が組み合わさった2毛色、三毛がある。</u></td> </tr> </table>	<u>種類</u>	<u>アビシニアン種</u>	<u>ペルピアン種</u>	<u>イングリッシュ種</u>	<u>作出国</u>	<u>英国で作出</u>	<u>フランスで作出</u>	<u>英国で作出</u>	<u>体長</u>	<u>品種による差はあまりない。22～36cm</u>			<u>体重</u>	<u>品種による差はあまりない。成体の体重は雄1kg、雌850g</u>			<u>毛色</u>	<u>いずれの品種も白、黒、褐色、野生色、チョコレート色、クリーム色などを基調として単毛色の個体と、これらの色が組み合わさった2毛色、三毛がある。</u>		
<u>種類</u>	<u>アビシニアン種</u>	<u>ペルピアン種</u>	<u>イングリッシュ種</u>																				
<u>作出国</u>	<u>英国で作出</u>	<u>フランスで作出</u>	<u>英国で作出</u>																				
<u>体長</u>	<u>品種による差はあまりない。22～36cm</u>																						
<u>体重</u>	<u>品種による差はあまりない。成体の体重は雄1kg、雌850g</u>																						
<u>毛色</u>	<u>いずれの品種も白、黒、褐色、野生色、チョコレート色、クリーム色などを基調として単毛色の個体と、これらの色が組み合わさった2毛色、三毛がある。</u>																						

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】


（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
	(削除)	<p>備考 <u>毛は粗剛で比較的短い体表全体に巻き毛</u> <u>ペルー種ともいう。柔らかい光沢のある長毛を有し、巻毛もある。長毛種はアンゴラともいう。</u> <u>短毛。滑らかで直毛である。</u></p> <p><u>0106.19</u> <u>6. プレーリードッグ</u></p> <p><u>プレーリードッグは野生ではコテリーという単位で1つの巣穴に群ですんでいる。手足は短く、ツメが大きく、尾は短く地下生活に適合するようになっている。後脚でヒョコッと立つのが特徴で愛らしさとなっている。危険を仲間に知らせる鳴き声がイヌに似ているのでこの名前が付いた。原産地は北米で草食。体色は褐色や茶色、体長は28~33cmで尾長は3~11.5cm。体重は0.7~1.4kgである。オグロプレーリードッグ（尾の先が黒い）、オジロプレーリードッグ（尾の先が白い）がペットとして輸入されている。</u></p>  <p><u>プレーリードッグには5種類がある（オジロプレーリードッグ（北米）、オグロプレーリードッグ（北米）、ユタプレーリードッグ（アメリカユタ州）、メキシコプレーリードッグ（メキシコ、ワシントン条約規制種）、ガニソンプレーリードッグ（オジロプレーリードッグに類似している。）。）</u></p>
	(削除)	<p><u>0106.19</u> <u>7. チンチラ</u></p> <p><u>ヤマアラシ亜目のチンチラ科に属する。南米原産でペルー、ボ</u></p>

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
	(削 除)	<p>リビア、チリ、アルゼンチンの岩場の斜面に生息する。南米では乱獲によりほぼ絶滅し、政府の保護下にある。米国に導入された種が飼育下で繁殖しペットとして売られている。大きな耳に丸い体つき、小さな前足などウサギとネズミを合わせたような容貌である。外形はリスにも似るがリスより目と耳が大きい。体長は頭胴長が 25cm、尾長が 15cm と長い。体重は 400～600g、雌が雄よりも幾分大きい。密生した柔らかな毛皮は最高級品として珍重される。夜行性であるが日中に活動することも出来、非常に活動的な動物である。</p>  <p>野生では毛色はくすんだ灰青色であるが、突然変異で白、銀、ベージュ、黒がある。足底には全く被毛は生えていない。ホワイト、ブラックベルベット、バイオレットなどがある。</p> <p><u>0106.19</u>      <u>8. リス</u></p> <p>リス科の動物の総称で極地、オーストラリア以外の全世界に分布する。樹上生活をするものと地上や地中で生活する（ジリス）種がある。最近ペットとして輸入されるリチャードソンジリスはミニプレーリードッグとも呼ばれる。カナダとアメリカ合衆国北部の山地や草原に生息する。頭胴長は約 13～40cm、尾長は約 4～25cm。通常、腹部は黄色味を帯びた白色で、背中はダークブラウン。体重は 300～600g。ジリスにはベルディングジリス、リチャードソンジリス、ホシジリス、ジュウサンセンジリスなどがある。またハタリスには、ヨーロッパハタリス、中国ハタリス（大連ハタリス）などがある。</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

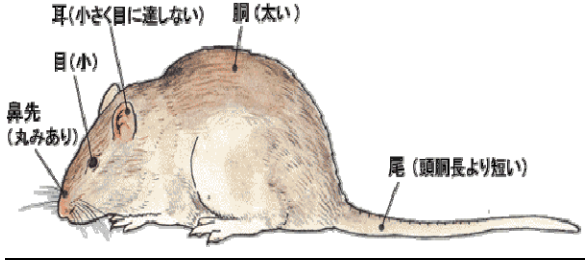
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前																												
	<p>(削除)</p>	<div data-bbox="1451 264 1939 485" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1317 501 1861 536">リス科の動物には 49 属 268 種が含まれる。</p> <table border="1" data-bbox="1301 572 2114 1026"> <tr> <td>種類</td> <td>シマリス</td> <td>三毛リス</td> <td>アカリス</td> </tr> <tr> <td>原産地</td> <td>アジア東北部 北海道</td> <td>マレー半島 スマトラ島</td> <td>ヨーロッパ中部 アメリカなど</td> </tr> <tr> <td>体長</td> <td>15cm</td> <td>20cm</td> <td>30cm</td> </tr> <tr> <td>頭胴長</td> <td>15cm</td> <td>15cm</td> <td>20cm</td> </tr> <tr> <td>尾長</td> <td>14cm</td> <td>15cm</td> <td>20cm</td> </tr> <tr> <td>体重</td> <td>100g</td> <td>300g</td> <td>350g</td> </tr> <tr> <td>毛色</td> <td>背面は 5 本の 縦縞の入った 茶色、腹部は白</td> <td>背面から尾 は赤、赤褐 色、オレンジ など 前肢から脇 は黄褐色、腹 部は白</td> <td>背面はオレンジ、 腹部は白。 キタリスとも呼 ばれる。</td> </tr> </table> <p data-bbox="1288 1102 1451 1137"><u>9. ラット</u></p> <p data-bbox="1288 1174 2114 1353">ラットは、クマネズミ属に属する動物の総称で、代表的なものにアルビノ、シロネズミ、ダイコクネズミ（いずれも通称名）がある。世界各地に分布する。新薬開発用や基礎研究（脳波測定用など）用の実験動物として使用されることが多い。宇宙の基礎研究（代謝研究）用としても用いられる。</p> <p data-bbox="1288 1358 2114 1465">成獣の大きさは、22～26cm、尾長 17～25cm、形態的特長として、耳が体に比して小さく肉厚であり、倒しても目まで到達しない。尾の長さは、体長より短い。毛色は、背面が褐色、腹面は白色が</p>	種類	シマリス	三毛リス	アカリス	原産地	アジア東北部 北海道	マレー半島 スマトラ島	ヨーロッパ中部 アメリカなど	体長	15cm	20cm	30cm	頭胴長	15cm	15cm	20cm	尾長	14cm	15cm	20cm	体重	100g	300g	350g	毛色	背面は 5 本の 縦縞の入った 茶色、腹部は白	背面から尾 は赤、赤褐 色、オレンジ など 前肢から脇 は黄褐色、腹 部は白	背面はオレンジ、 腹部は白。 キタリスとも呼 ばれる。
種類	シマリス	三毛リス	アカリス																											
原産地	アジア東北部 北海道	マレー半島 スマトラ島	ヨーロッパ中部 アメリカなど																											
体長	15cm	20cm	30cm																											
頭胴長	15cm	15cm	20cm																											
尾長	14cm	15cm	20cm																											
体重	100g	300g	350g																											
毛色	背面は 5 本の 縦縞の入った 茶色、腹部は白	背面から尾 は赤、赤褐 色、オレンジ など 前肢から脇 は黄褐色、腹 部は白	背面はオレンジ、 腹部は白。 キタリスとも呼 ばれる。																											

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

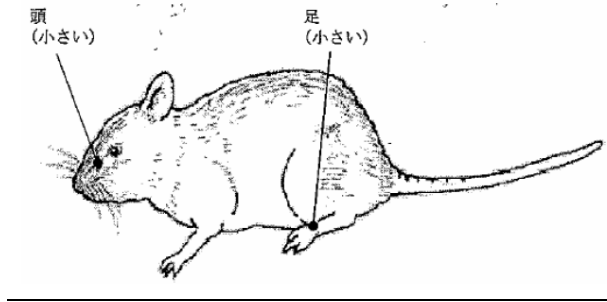
改正後	改正前
<p>(削 除)</p>	<p>多いが、<u>全身黒色等に変化したものもある。</u></p> <p>参考 <u>ラットの代表的なものの概要</u></p> <p><u>アルビノ</u> : 最も一般的なものであり、白い毛に赤い目が特徴である。</p> <p><u>シロネズミ</u> : 一般的な毛色は白色が中心であることから、このように呼ばれることが多い。</p> <p><u>ダイコクネズミ</u> : 体が大きく存在感があるのでこのように呼ばれる。毛色はさまざまであるが、取り引きされているのは、全身が白色の他に、茶色一色、黒一色、全身茶色、全身灰色、全身黒色などがある。</p> <p><u>ドブネズミ</u> : 野生のものは背面が褐色、腹面が灰色の毛色である。</p> <p><u>ラットの特徴（ドブネズミ）</u></p>  <p>10. <u>マウス</u></p> <p><u>マウスは、ハツカネズミ属に属する動物の総称で、代表的なものにナンキンネズミ、ニシキネズミ、パンダマウス（いずれも通称名）がある。世界各地に分布する。アレルギー試験用や遺伝学的分析用の実験動物として使用されることが多い。</u></p> <p><u>成獣の大きさは、7～8 cm と哺乳類で最も小型の部類に入る。</u></p>



## 新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。


改正後	改正前
	<p>形態的特徴として、耳が体に比して大きく、尻尾はいずれも7cm程度で体長と同程度かやや短い。毛色は、白色から黒色までさまざまである。</p> <p>参考 マウスの代表的なものの概要</p> <p><u>ナンキンネズミ、ニシキネズミ</u>：毛色は白色から黒までさまざまであるが、実験用に用いられているのは、白色が主体である。その他、茶色、黒色、灰色、栗色などがペット用に<u>取り引き</u>されている。</p> <p><u>パンダマウス</u>：毛色が黒-白又は茶-白の2色であることから、ペットショップではこのように呼ばれる。</p> <p><u>ハツカネズミ</u>：野生のものは全身の毛色が灰褐色である。</p> <p><u>マウスの特徴（ハツカネズミ）</u></p> 



新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前							
0307.49	 <p><b>1. あかいか</b></p> <p>「あかいか（学名 <i>Ommastrephes bartramii</i>、英名 Neon Flying Squid）」とは、ツツイカ目、アカイカ科、アカイカ属のもので、体色は背側が濃い黒紫色、腹側が赤褐色という特色があり、「むらさきいか」とも呼ばれる。胴長は40センチメートルから60センチメートル程度で、北部太平洋に分布する。</p> <p>同じツツイカ目、アカイカ科のいかのうち、日本周辺からオホーツク海及び東シナ海に分布する「するめいか（学名 <i>Todarodes pacificus</i>、英名 Japanese Flying Squid）」は、胴長は最大でも30センチメートル程度、体色は腹側が白色であり、あかいかと区別される。また、東部太平洋に分布する「あめりかおおあかいか（学名 <i>Dosidicus gigas</i>、英名 Jumbo Flying Squid）」は胴長が100センチメートルになる大型のものである点で、あかいかと区別される。</p>	7204.49	<p><b>2. ヘビーくず</b></p> <p>ヘビーくずとは、鋼板、形鋼、レール、列車車体、船舶胴体、重機、ボンベ等の鉄鋼製品を圧縮切断機、ガスバーナー等で切断し、解体したもの（プレスくず（注）を除く。）で、一個当たりの重量が1kg以上1,000kg以下のものをいう。</p> <p>（注）プレスくずとは、圧縮成形されたもので、すべて長方形になっている。</p> <p>（参考）ヘビーくずの寸法、形状は、概ね次の範囲。</p> <table border="1" data-bbox="1377 1407 2024 1479"> <tr> <td>高さ</td> <td>1mm 以上～ 500mm 以下</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>300mm 以上～ 500mm 以下</td> </tr> </table>	高さ	1mm 以上～ 500mm 以下	幅	300mm 以上～ 500mm 以下		
高さ	1mm 以上～ 500mm 以下								
幅	300mm 以上～ 500mm 以下								
7204.49	<p><b>2. ヘビーくず</b></p> <p>ヘビーくずとは、鋼板、形鋼、レール、列車車体、船舶胴体、重機、ボンベ等の鉄鋼製品を圧縮切断機、ガスバーナー等で切断し、解体したもの（プレスくず（注）を除く。）で、一個当たりの重量が1kg以上1,000kg以下のものをいう。</p> <p>（注）プレスくずとは、圧縮成形されたもので、すべて長方形になっている。</p> <p>（参考）ヘビーくずの寸法、形状は、概ね次の範囲。</p> <table border="1" data-bbox="378 1439 1025 1479"> <tr> <td>高さ</td> <td>1mm 以上～ 500mm 以下</td> </tr> </table>	高さ	1mm 以上～ 500mm 以下	7204.49	<p><b>2. ヘビーくず</b></p> <p>ヘビーくずとは、鋼板、形鋼、レール、列車車体、船舶胴体、重機、ボンベ等の鉄鋼製品を切断し、解体したもの（プレスくず（注）を除く。）で、一個当たりの重量が1kg以上1,000kg以下のものをいう。</p> <p>（注）プレスくずとは、圧縮成形されたもので、すべて長方形になっている。</p> <p>（参考）ヘビーくずの寸法、形状は、概ね次の範囲。</p> <table border="1" data-bbox="1377 1407 2024 1479"> <tr> <td>高さ</td> <td>1mm 以上～ 500mm 以下</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>300mm 以上～ 500mm 以下</td> </tr> </table>	高さ	1mm 以上～ 500mm 以下	幅	300mm 以上～ 500mm 以下
高さ	1mm 以上～ 500mm 以下								
高さ	1mm 以上～ 500mm 以下								
幅	300mm 以上～ 500mm 以下								

（新 規）

## 新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前							
	<table border="1"> <tr> <td>幅</td> <td>300mm 以上～ 500mm 以下</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>300mm 以上～1,200mm 以下</td> </tr> </table>	幅	300mm 以上～ 500mm 以下	長さ	300mm 以上～1,200mm 以下		<table border="1"> <tr> <td>長さ</td> <td>300mm 以上～1,200mm 以下</td> </tr> </table>	長さ	300mm 以上～1,200mm 以下
幅	300mm 以上～ 500mm 以下								
長さ	300mm 以上～1,200mm 以下								
長さ	300mm 以上～1,200mm 以下								
	<p><b>3. シュレッダーくず</b></p> <p>シュレッダーくずとは、自動車、家電製品等をシュレッダー機械で破碎し、非鉄分、プラスチック、ガラス等の異物を取り除いたものである。シュレッダー機械による破碎処理を経ているため、長方形に圧縮成形されたプレスくずや切断されたヘビーくずとは異なり、塊状となっている。</p> <p>（参考）シュレッダーくずの寸法は、概ね以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>長辺</td> <td>20cm 以下</td> </tr> <tr> <td>単重</td> <td>2kg 以下</td> </tr> </table>	長辺	20cm 以下	単重	2kg 以下		<p>（新 規）</p>		
長辺	20cm 以下								
単重	2kg 以下								
84.26 項 84.29 項 87.01 項	<p><b>1. 中古機械等</b></p> <p>輸出統計品目表第84.26 項、第84.29 項又は第87.01 項の細分において「中古のもの」とは、次の機械又はトラクターをいう。<u>ただし、トラクターにおいては、農業用のものを除く。</u></p> <p>（1）国内において道路運送車両法に基づく新規登録又は届出されたもの</p> <p>（2）国内において上記（1）の登録をせず又は届出をしないで使用されたもの</p> <p>なお、（一社）日本建設機械工業会が証明する輸出向け建設機械証明制度に基づく新車証明済みステッカーが貼付されている機械又はトラクターについては、新車として取り扱う。</p>	84.26 項 84.29 項 87.01 項	<p><b>1. 中古機械等</b></p> <p>輸出統計品目表第84.26 項、第84.29 項又は第87.01 項の細分において「中古のもの」とは、次の機械又はトラクターをいう。</p> <p>（1）国内において道路運送車両法に基づく新規登録又は届出されたもの</p> <p>（2）国内において上記（1）の登録をせず又は届出をしないで使用されたもの</p> <p>なお、（社）日本建設機械工業会が証明する輸出向け建設機械証明制度に基づく新車証明済みステッカーが貼付されている機械又はトラクターについては、新車として取り扱う。</p>						
8701.90	<p><b>2. 中古トラクター（農業用のもの）</b></p> <p>輸出統計品目表第8701.90号の細分において「中古のもの」とは、輸出申告に際し、（一社）日本農業機械工業会の「農業用トラクター新車証明制度」に基づく証明書の原本若しくは写しの添付が無いもので、トラクターの稼働時間を示すアワメーターの表示が20時間以</p>		<p>（新 規）</p>						

## 新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<u>上のものをいう。</u>		

平成26年11月11日  
横浜税関 業務部

【通関協議会配付資料】

輸出中古自動車の分類について

ワンボックスタイプやステーションワゴンタイプ等の中古自動車の輸出統計品目番号については、平成17年12月から、別添のとおり、便宜、道路運送車両法に係る「輸出抹消仮登録証明書」又は「輸出予定届出証明書」の「用途」欄に「乗用」と記載されているものは第87.03項に、「貨物」と記載されているものは第87.04項にそれぞれ分類する取扱いとしていましたが、関税率表解説や分類例規に基づく分類と相違が生じる事例が見受けられたことから、別添を廃止し、今後は、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせいたします。

記

中古自動車の輸出統計品目番号については、従前どおり、「輸出抹消仮登録証明書」又は「輸出予定届出証明書」の「用途」欄の記載を参考としつつ、当該「用途」欄の記載と関税率表解説や分類例規に基づく分類とが相違する場合は、関税率表解説や分類例規に基づき判断することとします。

(別 添)

17年12月6日  
横浜税関 業務部

【通関協議会配布資料】

## 輸出中古自動車の分類について (乗用/貨物兼用自動車)

### 【趣 旨】

現在、輸出する中古自動車のうち、例えば、タウンエースのようなワンボックスタイプの自動車やカローラバンのようなステーションワゴンタイプの自動車については、統計品目の判断に一部不統一が生じていることがありましたので、以下のような判断基準で統計品目番号を決定することといたしますのでお伝えいたします。

### 【判断基準】

「輸出仮抹消登録証明書」又は「輸出予定届出証明書」の用途欄の記載内容に基づき細分を決定します。よって、用途欄が「乗用」であれば8703項の乗用自動車に分類され、「貨物」であれば8704項の貨物自動車に分類します。

例えば、

The image shows a sample of an 'Export Certificate' (輸出抹消仮登録証明書) form. The form is titled '輸出抹消仮登録証明書 / Export Certificate'. It contains various fields for vehicle information, including make, model, year, and engine details. A specific field, the '用途欄' (Use Category), is circled in black. An arrow points from this circled field to a dashed box on the right side of the page, which contains the classification criteria.



<用途欄>

乗用：8703項

貨物：8704項

機械を構成するように特に設計したものを含まない。その例として、ローダー、ブルドーザー、自走式プラウ等がある。

荷扱い用、掘削用等に設計した機械の不可分の一部を構成する走行部は、一般にその特殊な構造上の特徴（形状、シャシ及び移動の手段）によって、この項のトラクターと区別することができる。

トラクター型の走行部については、完成品の構造及びけん引又は押すこと以外の機能のために特に設計してある装置に本質的に関連のある各種の技術的特徴を考慮しなければならない。例えば、この項に属しない走行部には、作業機械を作動させる装置を支持するために車台のフレームの一部となっているか又はフレームに通常溶接により取り付けられている頑丈な構成要素（支持用のブロック、プレート、ビーム及び旋回式クレーンの架台）を結合してある。更に、このような走行部は、次のような特徴的な部分品のいくつかを備えている。作業機器の作動用の油圧系統を内蔵する動力装置、特殊なギヤボックス（例えば、逆転時の最高速度が正転時の最高速度より遅くないようなもの）、油圧クラッチ、トルクコンバーター、バランス用のおもり、走行部の安定度を増すための長い無限軌道、後部エンジン用の特殊なフレーム等

\*

\* \*

号の解説

8701.10

87.01 項の解説の該当箇所を参照すること。

8701.30

この号には、車輪及び無限軌道の組合せを取り付けたトラクターを含む。

### 87.02 10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車

8702.10—ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したもの

8702.90—その他のもの

この項には、10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用として設計した自動車を含む。

この項には、原動機付きバス、トロリーバス（架線から電流を得るもの）及び運動エネルギーを高速回転するはずみ車に貯蔵して、その運動エネルギーにより発電機を駆動して電流を発生させ、その電流を原動機に供給することにより作動する“ジャイロバス”を含む。

この項には、原動機付き車両で原動機を変えることなしに車輪及び操舵装置を変えることにより簡単に気動車になるものも含む。

### 87.03 乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。）



8703. 10—雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両

—その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したものに  
限る。

8703. 21—シリンダー容積が 1,000 立方センチメートル以下のもの

8703. 22—シリンダー容積が 1,000 立方センチメートルを超え 1,500 立方センチメートル以下の  
もの

8703. 23—シリンダー容積が 1,500 立方センチメートルを超え 3,000 立方センチメートル以下の  
もの

8703. 24—シリンダー容積が 3,000 立方センチメートルを超えるもの

—その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼル  
エンジン）を搭載したものに限る。）

8703. 31—シリンダー容積が 1,500 立方センチメートル以下のもの

8703. 32—シリンダー容積が 1,500 立方センチメートルを超え 2,500 立方センチメートル以下の  
もの

8703. 33—シリンダー容積が 2,500 立方センチメートルを超えるもの

8703. 90—その他のもの

この項には、人員の輸送用に設計した各種の自動車（水陸両用自動車を含む。）を含む。ただし、  
87.02 項の自動車を含まない。この項の車両は、各種の原動機（ピストン式内燃機関、電動機、  
ガスタービン等）を有する。

この項には、また、次のような軽量の三輪車両を含む。

—モーターサイクル用のエンジン及び車輪等を取り付けてあり、その機械的構造からみて一般の  
自動車の特徴、すなわち、通常の自動車に使用する逆転装置及び差動装置の両者又はかじ取り  
装置を有するもの。

—T型のシャシ上に装備され、2個の後輪は、蓄電池を電源とする別々の電動機により各々独立  
して駆動される。この車両は、通常、運転者が中央にある 1本の制御棒を操作することにより、  
発進、加速、制動、停止及び後退が行われ、また、駆動用車輪に異なったトルクを与えること  
により又は前輪の方向を変えることにより左右の方向転換が行われる。

上記の特性を有する三輪車両のうち、貨物の輸送用に設計されたものは 87.04 項に属する。

この項の車両には、車輪式のもの及び無限軌道式のものがある。

この項の車両には、次の物品を含む。

- (1) 乗用自動車（例えば、リムジン、タクシー、スポーツカー及びレーシングカー）
- (2) 救急車、囚人護送車及び霊柩車等の特殊運搬車
- (3) 移動住宅車（キャンピングカー等）：これは、人員を輸送し、かつ、居住のための特別な設  
備（睡眠用、料理用、洗面用等の設備）を有する車両である。
- (4) 雪上走行用に特に設計した車両（例えば、スノーモービル）
- (5) ゴルフカーその他これに類する車両
- (6) 自動車型のかじ取り機構（例えば、アッカーマン原理に基づくもの）を持つ、チューブ製

### シャシの4輪自動車

この項において、ステーションワゴンとは、最大座席数（運転手を含む。）が9人で、その内部設備は、人員及び貨物の両者の運搬のためにその構造を変更することなく使用することができる車両をいう。

この項に分類される種類の自動車は、その自動車が主として貨物の輸送用よりも、むしろ人員の輸送用として設計されたということを示す特徴により決定される（87.04項参照）。特に、通常、総車両重量が5トン未満の車で、運転手及び乗員用の席の区画並びに人員及び貨物の両者の輸送用に使用される区画からなる、1囲いの内部空間がある自動車の分類決定の際に、これらの特徴は有用である。このカテゴリーに含まれる自動車は、通常「多目的車」（例えば、バンタイプの自動車、スポーツユーティリティ車、ある種のピックアップタイプの自動車）として知られているものである。以下の特徴は、この項に分類される自動車に一般的に適用されるデザインの特徴を示している。

- (a) それぞれの人員用に安全装置（例えば、安全ベルト又は安全ベルトを装着するためのアンカーポイントや取り付け具）のついた常設のシートを有し、又は運転席と助手席の後ろに座席と安全装置を装着するための常設のアンカーポイントを有する（そのような座席は、取り付けられているもの、折り畳んであるもの、アンカーポイントから取り外せるもの、又は折り畳めるものである）こと。
- (b) 2枚のサイドパネルに沿ってリアウインドウを有すること。
- (c) サイドパネル若しくは後部に、窓付きのスライディング式ドア、スウィングアウト式ドア、跳ね上げ式ドアを有すること。
- (d) 運転席及び助手席用の区画と乗員と貨物の両者の輸送用である後部区画の間に、常設パネル若しくは仕切りがないこと。
- (e) 自動車内全体に乗員用に施された内部装備（例えば、フロアカーペット、換気装置、室内灯、灰皿）を有すること。

興行用設備用の特殊車両（例えば、バンパーカー）は95.08項に属する。

## 87.04 貨物自動車

8704.10—ダンプカー（不整地走行用に設計したものに限る。）

—その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）

8704.21—車両総重量が5トン以下のもの

8704.22—車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの

8704.23—車両総重量が20トンを超えるもの

—その他のもの（ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限る。）

8704.31—車両総重量が5トン以下のもの

8704.32—車両総重量が5トンを超えるもの

8704.90—その他のもの

この項には、特に、次の物品を含む。

通常の貨物自動車（荷台の平らなもの、ターポリンの覆いを有するもの、密閉できるもの等）、各種の配達用貨物自動車、引越し用荷物運搬車、自動荷卸装置付き貨物自動車（荷台傾斜装置付きのもの等）、タンク車（ポンプを取り付けてあるかないかを問わない。）、冷蔵車、冷凍車、断熱車、ガラス瓶に入れた酸又はボタン用シリンダー等の輸送用に多段床になっている貨物自動車、持ち上げ用又は掘削用の機械、タンク、トランスフォーマー等の輸送のために積込み用の傾斜路を有する床の下がった重量貨物運搬車、生コンクリートの運搬用に特に作った貨物自動車（87.05項のコンクリートミキサー車を除く。）及び廃品回収車（積込み用、圧縮用、荷卸し用等の装置を取り付けてあるかないかを問わない。）

この項には、また、次のような軽量の三輪車両を含む。

—モーターサイクル用のエンジン及び車輪等を取り付けてあり、その機械的構造からみて一般の自動車の特徴、すなわち、通常の自動車に使用する逆転装置及び差動装置の両者又はかじ取り装置を有するもの。

—T型のシャシ上に装備され、2個の後輪は、蓄電池を電源とする別々の電動機により各々独立して駆動される。この車両は、通常、運転者が中央にある1本の制御棒を操作することにより、発進、加速、制動、停止及び後退が行われ、また、駆動用車輪に異なったトルクを与えることにより又は前輪の方向を変えることにより左右の方向転換が行われる。

上記の特性を有する三輪車両のうち、人員の輸送用に設計されたものは87.03項に属する。

この項に分類される種類の自動車は、その自動車が主として人員の輸送用よりも、むしろ貨物の輸送用として設計されたということを示す特徴により決定される（87.03項参照）。特に、通常総車両重量が5トン未満の車で、通常は、貨物の輸送に用いられる独立の閉じた後部区画か若しくはオープンスペースを有しており、そこには安全ベルト、アンカーポイント、若しくは乗員用設備を有していず、貨物輸送のため後部スペースを全て使用できるように、側面に対し平たく折り畳まれるベンチタイプの座席を有する場合もあるような自動車の分類決定の際に、これらの特徴は有用である。このカテゴリーに含まれる自動車は、通常「多目的車」（例えば、バンタイプの自動車、ピックアップタイプの自動車、ある種のスポーツユーティリティ車）として知られているものである。以下の特徴は、この項に分類される自動車に一般的に適用されるデザインの特性を示している。

- (a) 運転席と助手席の区画の後ろの区画に、安全装置（例えば、安全ベルト又は安全ベルトを装着するためのアンカーポイントや取り付け具）又は乗員用設備のないベンチタイプの座席を有すること。そのような座席は、通常、後部フロア（バンタイプ車）や分けられたスペース（ピックアップ車）全体を貨物輸送のために使用できるよう、折り畳まれているか又は折り畳むことができる。
- (b) 運転手と乗員用の分けられた座席並びにサイドパネル及びあおりのある分けられたオープンスペースを有する（ピックアップ車）こと。
- (c) 2枚のサイドパネルに沿った後部の窓がないこと。サイドパネル又は後部に、貨物の積み降ろしのための窓なしのスライディング式ドア、スウィングアウト式ドア又は跳ね上げ式ド

アを有する（バンタイプ車）こと。

- (d) 運転席及び助手席用の区画と乗員と貨物の両者の輸送用である後部区画の間に、常設パネル若しくは仕切りがあること。
- (e) 自動車内全体に乗員用に施された内部装備（例えば、フロアカーペット、換気装置、室内灯、灰皿）を有しないこと。

この項には、次の物品を含む。

- (1) ダンプカー：掘削した土壌その他の資材を輸送するために設計され、傾斜式の車台又は底が開放式の車台を有する堅牢な車両である。この車両はシャシが固定式又は連節式で一般的に不整地走行用の車輪を有し、軟弱な地面の上で作業することができる。このグループに属するダンプカーはその重量を問わない。軽量のダンプカーは時には、前後兼用の座席、向かい合った二つの座席又は二つのハンドルを有し、運転手が荷卸しする車台を見ながら操作できる車両であるという特徴を有するものがある。
- (2) シャトルカー：これは鉱山で石炭又は鉱石を採鉱機からベルトコンベヤに運搬するのに使用する。これらはタイヤを装備し、ピストン式内燃機関又は電動機を有しており、重量があり、重心の低い車両である。また、車両の床を形成するコンベヤベルトにより自動的に荷卸しができる。
- (3) 自動積込み式貨物自動車：ウインチ、昇降装置等を備えているが、本来輸送を目的として設計したものである。
- (4) 道路及び線路を走行する車両：これは特に、道路及びレールの両方を走行できるように設計したものである。この車両においては、道路用車輪は鉄道線路に接し、道路走行用車両とするときは、ジャッキを使用して起こすことができるボギー台車型の装置を前後に取り付けてある。

原動機及び運転台を有する自動車シャシもこの項に属する。

\*

\* \*

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 工場、倉庫、埠（ふ）頭又は空港等で長尺の貨物又はコンテナの荷扱いに使用するストラドルキャリアー（84.26）
- (b) 鉱山用のローダートランスポート（84.29）
- (c) 貨物の輸送用に設計したモーターサイクル、モータースクーター及び原動機付きの自転車（運搬用モーターサイクル、三輪車等）で、この項の三輪車両の特徴を有しないもの（87.11）

\*

\* \*

号の解説

8704.10

このダンプカーは、一般に、その他の貨物自動車（特に、傾斜式のもの）とは、次のような特徴により区別することができる。

ーダンプカーの車体は、非常に強力な鋼板でできており、その前部は運転台を保護するためにそ

の上部まで伸びている。床の全部又は一部が後部の方に向けて上方に傾斜している。

- －運転台の幅が車体の半分しかない場合もある。
- －車軸の懸架装置がない。
- －制動能力が大きい。
- －運転速度及び運転範囲に限界がある。
- －特別な土木用タイヤを有している。
- －堅牢な構造をしているので車重／積載重量比が1：1.6以下である。
- －材料が固着又は氷結しないように、排気ガスで車体を加熱するものもある。

ただし、ある種のダンプカーは、鉱山又はトンネルの中で作業するために、例えば、底開き式の車体を有するもののように、特別に設計していることに注意しなければならない。これらは、上記の特徴のいくつかを有しているが、運転室又は車体の先端部分を保護する伸長部を有していない。

8704. 21、8704. 22、8704. 23、8704. 31 及び 8704. 32

車両総重量は、車両の最大設計重量として車両メーカーが公表した重量である。この重量は、車両の自重、最大積載貨物量、運転手及び満載燃料の重量を合計したものである。

#### **87.05 特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）**

8705. 10－クレーン車

8705. 20－せん孔デリック車

8705. 30－消防車

8705. 40－コンクリートミキサー車

8705. 90－その他のもの

この項には、輸送以外のある種の機能を果たすための各種の装置を取り付けた車両であって、そのために特に設計し又は適合するようにしたもの、すなわち、本来人員又は貨物を輸送するためには作ってない車両を含む。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 持ち上げ装置（例えば、非旋回式クレーン、支脚、プーリー又はウインチ）を備えたシャシ（床を有するか有しないかを問わない。）から成る原動機付きの救難車で、故障車を持ち上げ又はけん引するように設計したもの
- (2) モーターポンプ車：通常は自動車のエンジンにより駆動するポンプを取り付けたもの（例えば、消防車）
- (3) 架線、街灯等を補修するためのはしご又は昇降台を有する車両及び映画撮影用又はテレビジョン撮影用の調節式アーム及び台を有する車両（「ドリー」ともいう。）
- (4) 道路、下水、空港の滑走路等の掃除用車両（例えば、清掃車、散水車、散水清掃車及び浄

**8703.10 1. スクーター**

本品は、蓄電池から電力を供給される電動機（定格 150W、最大 1700W）により駆動する 3 輪又は 4 輪の乗物で、前部と後部を連結する水平なプラットフォーム、小型のタイヤ（直径 290mm）、折りたたみ式アームレストを後部に取り付けた回転椅子及びハンドグリップを取り付けたステアリングコラムをもつ。ステアリングコラムは、前方に動かすことができ、起動スイッチを取り付けた小型の制御パネル、4 個の速度ボタン及びアクセル、ブレーキ、後進用のレバーを備えている。電動機は、鍵により始動し、任意の速度を選択した後、ハンドグリップの速度レバーを握ると加速し、放すと自動的にブレーキがかかる。本品は、速度レバーの反対のレバーを握ると後進する。本品は、一方の手だけで操作し又は関節炎を持つ者用のコントローラー、右／左利き用オプションその他の運転者向けオプションがある。本品は、歩道上において及び買い物、釣り、ゴルフコース等へ行くための公共の場所において使用される。

3 輪のモデルは、幅 650mm、長さ 1,170mm、重量 44kg（蓄電池を除く）で、100kg の耐荷重があり、150W の電動機からなる。4 輪モデル（2 種類）は、それぞれ、幅 650mm、長さ 1,260mm 及び 1,290mm、重量 54kg 及び 60kg（蓄電池を除く）で、127kg の耐荷重があり、各々 150W の 2 つの電動機からなる。

通則 1 及び 6 を適用

商品名 “Fisher & Paykel Scooters”



**8703.21 1. Four-wheeled (two wheel-driven) ALL Terrain Vehicle (“A. T. V.”)**

本品は、チューブ製シャシを持ち、モーターサイクル型サドル、かじ取り用ハンドル及びオフロード用バルーンタイヤを装備している。かじ取りは、前2輪の旋回により操行され、自動車のかじ取り機構（アッカーマン原理）に基づいている。この車両は、バックギヤ、鎖伝動後車軸、前及び後ドラムブレーキ付きの自動変速機が装備されている。本品は、シリンダー容積 124 立方センチメートルの4サイクル単気筒エンジンで駆動される。本品は、荷物棚及びトレーラー連結器を装備していない。

検討された物品：“Yamaha BREEZE YFA 1”

**8703.21 2. Four-wheel-driven ALL Terrain Vehicle (“A. T. V.”)**

本品は、チューブ製シャシを持ち、モーターサイクル型サドル、かじ取り用ハンドル及びオフロード用バルーンタイヤを装備している。かじ取りは、前2輪の方向を変えることで行われ、自動車のかじ取り機構（アッカーマン原理）に基づいている。この車両は、バックギヤ1段付きの5速デュアルレンジ変速機、前輪にはデュアルドラムブレーキ及び後輪にはシングルドラムブレーキを装備している。本品は、シリンダー容積 386 立方センチメートルの4サイクル単気筒エンジンで駆動され、動力は、シャフトにより前後輪に伝動される。本品は、荷物棚（総積載貨物量 120 キログラム（運転手を除く。)) 及びトレーラー連結器（けん引質量 410 キログラム（車体自体は 273 キログラム））を装備している。

検討された物品：“Kodiak YFM400FW”

**8703.22 1. ハイブリットカー**

本品は、ピストン式火花点火内燃機関と電動機とが組み合わさって作動するハイブリット動力システムを有する自動車である。内燃機関は、シリンダー容積 1,497 立方センチメートル、最大出力 53 キロワット（72DIN 馬力）／4,500 回転であり、電動機（永久磁石式）は、最大出力 33 キロワット（45DIN 馬力）／1,040－5,600 回転である。ハイブリットシステムにおいては、精巧な制御装置によって、ピストン式火花点火内燃機関と電動機とが同時に作動する。

通則 3（b）及び 6 を適用

**8703.23 1. On-road or off-road motor vehicle**

本品は、地面から最少距離が 22 センチメートルの自動車で、シリンダー容積が 2,960 立法センチメートルのピストン式火花点火往復動内燃機関、2つのドア、リアドア、2つの前部パケットシート及び折りたたみ式の後部シートを有する。本品は、5人乗り（運転手を含む。）で、乗員区画の後部に物を運搬するためのスペースを有している。内部装飾は、人員の輸送用の他の自動車に見られるものと同様のものである。本品は、両側にそれぞれ3つの窓及びリアウインドウを有する。

**8703.23 2. Two-wheel-driven motor vehicle**

本品は、シリンダー容積 1,800 立方センチメートルのピストン式火花点火内燃機関を持つ。この車両は、乗員の区画（いわゆるダブルキャブ）に、2枚のドア、2つのフロントシート、1つの折畳み式ではないベンチ（3人用）及び良く仕上がった内装（例えば、アップホルスターの腰掛け及び装飾用壁パネル）を持つ。後部は、覆いがなく貨物の輸送用として、乗員の区画から分けられており、後ろあおりの扉を持つ。総積載貨物量（人員（運転手を含む。）及び貨物）は、495 キログラムであり、貨物の積載量は、145 キログラム程度と見積もられる。

検討された物品：“Maxi Pampa”

**8703.23 3. 自動車の構成部品（共に提示され、かつ、組み立ててないもの）**

本品は、1台の完成した四輪自動車を組み立てるための全て部品から成り、シリンダーの容積が 2,792 立方センチメートルのピストン式火花点火内燃機関を含む。

全ての部品から完成した自動車を組み立てた後、次の作業が行われる。

- －車体番号の固定化
- －ブレーキシステムの充電及びブレーキからのエア抜き
- －ステアリングブースターシステム（パワーステアリング）、冷却システム及び調整システムの充電
- －ヘッドライトの調整
- －車輪配置（アライメント）の調整
- －ブレーキの調整

通則 1、2（a）及び 6 を適用



**8703.32 1. Van type motor vehicle**

本品は、人員及び貨物の両者の輸送用の、シャシボディの骨組及び単一の取り囲まれた空間を持つモノコックボディ型のものであり、シリンダー容積 2,299 立方センチメートルの圧縮点火機関で駆動される。本品はフロントシートの後部に、窓付きサイドパネル（乗員の区画用（乗員・貨物兼用））、窓がないサイドパネル（貨物の区画用）、1つの片側のスライディングドア、1つの窓付きの跳ね上げ式リアドア及び1つの折り畳み式ではないベンチを持つ。そのベンチの後部は、貨物の区画であり、着脱可能な仕切り（下部は金属板、上部は格子）により、乗員の区画から分けられている。貨物の区画の、そして乗員の区画（乗員・貨物兼用）の後部に、1枚のベニヤのパネルが、床を平面にするために敷かれている。そのパネルは、乗員の区画（乗員・貨物兼用）の中のアンカーポイント上にベンチを据え付けるための穴を持つ。貨物の区画にアンカーポイントはない。総積載貨物量（運転車を除く、乗員及び貨物）は、945 キログラムである。この車両は、良く仕上がった内装（例えば、ヘッドレスト付きのアップホルスターの腰掛け又はベンチ及び装飾用壁パネル）を持つ。

検討された物品：“Mercedes-Benz Vito 110 D5-seater version”

**8703.32 2. Van type motor vehicle**

本品は、人員及び貨物の両者の輸送用の、シャシボディの骨組及び単一の取り囲まれた空間を持つモノコックボディ型のものであり、シリンダー容積 2,270 立方センチメートルの圧縮点火機関で駆動される。本品はフロントシートの後部に、窓付きサイドパネル、スライディングドア（片側又は両側）、1つの窓付きの跳ね上げ式リアドア及び1つの折り畳み式の3人用のベンチを持つ。そのベンチの後部は、貨物の区画である。運転者と乗員の保護用の、格子の形をした仕切りは、そのベンチの後部に接した側面の壁に固定されている。貨物の区画には、追加のシート又はベンチ用のアンカーポイントはない。総積載貨物量（人員を除く。）は、ベンチを折り畳まないで 1,000 キログラム、ベンチを折り畳むと 1,250 キログラムである。この車両は、良く仕上がった内装（例えば、ヘッドレスト付きのアップホルスターの腰掛け又はベンチ及び装飾用壁パネル）を持つ。

検討された物品：“Toyota Hiace LH 113”

**8703.33 1. On-road or off-road motor vehicle**

本品は、シリンダー容積 2,874 立方センチメートルの圧縮点火機関、2つのドア、窓付きの後部ドア、2つの折り畳み可能なフロントシートを持つ。フロントシートの後部の区画には、後部ベンチ用アンカーポイント、シートベルト、灰皿及びひじ掛けの取り付け用設備がある。その後部パネルには、窓の形をしたPVC（ポリ塩化ビニル）シートが付いている。この車両は、車両総重量 2,410 キログラム、積載貨物量 500 キログラム及び正味重量 1,780 キログラムである。

検討された物品：“Ssangyong Korando 602EL Van”

**8703.33 2. 居住するために恒久的に移動住宅車（motor-home）に改造した貨物自動車**

本品は、1つの出入り口を有する車体をシャシの上に取り付けることにより、居住するために恒久的に移動住宅車に改造した貨物自動車であり、次のものを有する。

- －ダブルベッドを有するベッドルーム
- －電気機器を備えた簡易台所
- －シャワー、洗面器及びトイレ
- －3人掛けソファ、テーブル、食器棚等を備えた居間

当該自動車は、正味重量 10,250 キログラム、車両総重量 11,990 キログラムであり、シリンダー容積が 5,861 立方センチメートルのピストン式圧縮点火内燃機関を備えている。

通則 1 及び 6 を適用



### 8704.21 1. Four-wheel-driven motor vehicle

本品は、シリンダー容積 2,779 立方センチメートルのピストン式圧縮点火内燃機関を備え、1つの独立したシャシ上にダブルキャブ及び1つの分離した荷台が組み立てられている。総貨物積載量（運転手を含む人員及び貨物）は 625 キログラムであり、貨物の積載量は 350 キログラム程度と見積もられる。この車両は、4枚のドア、2つのフロントシートの背後に1つの折畳み式でないベンチ（3人用）及び良く仕上がった内装（例えば、ヘッドレスト付きのアップホルスターの腰掛け及び装飾用壁パネル）を持つ。荷台は、後ろあおりの扉を持ち、金属のフレームの上からキャンバス素材で覆われている。ベンチシートが据え付けられた着脱可能なプラスチック製ボードが、荷台の上に置かれている。

この車両及びベンチ付きのボードは、それぞれ第 8704.21 号及び第 9401.20 号に個別に分類される。

### 8704.21 2. 三輪車両

本品は、飲料運搬用に囲いをし、運転室を有する三輪車両であり、シリンダー容積 395 立方センチメートルの 4 ストローク単気筒圧縮点火機関で駆動する。積載貨物量は、500 キログラムである。前輪はハンドルバーにより操作される。本品は、差動装置、逆転装置付きの 4 速ギアボックス、トランスミッションシャフト及びドラムブレーキを有する。前輪の懸架装置はショックアブソーバー及びうず巻ばねから成り、後輪の懸架装置は 2 つの筒式ショックアブソーバー付きの板ばねから成る。

通則 1 及び 6 を適用



### 8704.23 1. 荷台傾斜装置付き貨物自動車（トラック）

本品は、シリンダー容積 11,051 立方センチメートルの 6 気筒ピストン式圧縮点火内燃機関を有する。車両は、長さ 7,775mm、幅 2,555mm、高さ 3,060mm、車両総重量 33.5 トンである。本車両は、はしご形の堅固なトラックシャシに据え付けられた運転室及び傾斜式の車台からなる。

— 傾斜式の車台は、溶接構造用の圧延鉄鋼で作られている。この車台の前部は、運転室の全体に覆い被さるようなものではなく、運転室の後部のみを覆う。車台の床の全体又は一部につき、後部に向かって上りの傾斜はついていない。また、車台は後部開閉板を有する。

— 運転室は、車両の全幅を占めている。

— 前部及び後部の懸架装置には半楕円の板ばねが入っており、前車軸はショックアブソーバーを有する。

— 前部及び後部に 2 系統のフルエアブレーキシステムを有する。

— 最高速度は 97 km/h である。

— タイヤの型は 315/80R22.5 である。

— 車両総重量は 11.17 トンであり、車両重量／積載重量比は 1:2（11.17 トン：22.33 トン）と算出される。

本車両は、採掘物その他の物品の輸送及び荷降し用のものである。

通則 1 及び 6 を適用

### 8704.31 1. Two-wheel-driven motor vehicle

本品は、シリンダー容積 2,254 立方センチメートルのピストン式圧縮点火内燃機関を持つ。この車両は、乗員の区画（いわゆるダブルキャブ）に、4 枚のドア、2 つのフロントシート、1 つの折畳み式ではないベンチ（3 人用）及び良く仕上がった内装（例えば、アップホルスターの腰掛け及び装飾用パネル）を持つ。この車両の上部構造は、運転手及び乗員用の区画並びに貨物用の区画の 2 つに分けられた車体から成る。貨物用の区画は、覆いがなく、貨物の積み卸しを容易にする後ろあおりの扉を持つ。総積載貨物量（人員（運転手を含む。）及び貨物）は、1,140 キログラムである。総車両重量（gross vehicle weight）は、2,450 キログラムである。

検討された物品：2 輪駆動 “Chevrolet LUV 2300”

**8704.31 2. Four-wheel-driven motor vehicle**

本品は、シリンダー容積 2,254 立方センチメートルのピストン式圧縮点火内燃機関を持つ。この車両は、乗員の区画（いわゆるダブルキャブ）に、4 枚のドア、2 つのフロントシート及び 1 つの折畳み式ではないベンチ（3 人用）を持つ。この車両の上部構造は、運転手及び乗員用の区画並びに貨物用の区画の 2 つに分けられた車体から成る。貨物用の区画は、覆いがなく、貨物の積み卸しを容易にする後ろあおりの扉を持つ。総積載貨物量（人員（運転手を含む。）及び貨物）は、950 キログラムである。総車両重量（gross vehicle weight）は、2,450 キログラムである。

検討された物品：4 輪駆動 “Chevrolet LUV 2300”

**8704.31 3. Multipurpose four-wheeled utility motor vehicle**

本品は、1 つのフロントシート及び 1 つの無蓋の後部貨物区画を有する。本品はガソリンエンジンで駆動し、最高時速 21 km、総積載貨物量（運転手、乗員、附属品及び貨物を含む。）545 kg、長さ 2.8m、幅 1.26m、回転半径 6.7m である。本品は、芝生の手入れを含む、あらゆる種類の仕事に使用される。

通則 1 及び 6 を適用

8704.90 / 1 参照



**8704.31 4. 三輪車両**

本品は、無蓋の後部貨物区画を有する三輪車両であり、シリンダー容積 175 立方センチメートルの 4 ストローク単気筒火花点火機関で駆動する。本品は、長さ 2,900mm、幅 1,050mm、高さ 1,250 mm であり、貨物区画の寸法は、長さ 1,250 mm、幅 1,000 mm、高さ 280 mm である。車両重量は 260 キログラム、最大積載量は 230 キログラムである。前輪はハンドルバーにより操作される。本品は、差動装置、逆転装置付きの 4 速ギアボックス、トランスミッションシャフト及びドラムブレーキを有する。ブレーキはハンドルバー及びペダルにより操作される。前輪はシリンダー式懸架装置を有し、後輪は板ばね式懸架装置を有する。

通則 1 及び 6 を適用



**8704.31 5. 三輪車両**

本品は、運転室を有する三輪車両であり、自動車のような運転室及び無蓋の後部貨物区画を備えている。本品は、シリンダー容積 249 立方センチメートルの 4 ストローク単気筒火花点火機関で駆動する。本品は、長さ 3,380mm、幅 1,435mm、高さ 1,545 mm であり、貨物区画の寸法は、長さ 1,530 mm、幅 1,412 mm、高さ 300 mm である。本品はハンドルにより操作される。本品は、差動装置、逆転装置付きの 4 速ギアボックス及び電気式始動機を有する。

通則 1 及び 6 を適用



**8704.90 1. Multipurpose four-wheeled utility motor vehicle**

本品は、1つのフロントシート及び1つの無蓋の後部貨物区画を有する。本品は電動機で駆動し、最高時速 21 km、総積載貨物量（運転手、乗員、附属品及び貨物を含む。）450 kg、長さ 2.8 m、幅 1.26m、回転半径 6.7mである。本品は、芝生の手入れを含む、あらゆる種類の仕事に使用される。

通則 1 及び 6 を適用

8704.31/3 参照

**8705.90 1. 自動車**

本品は、鋼製の中空でない縦レール及び4つの中空な横材を有するシャシのフレーム上に作られた自動車である。本品は、それぞれ2つの空気タイヤを有する2本のけん引車軸、格納できるボギー及び差動装置、走行用ディーゼルエンジン、エンジンと2本の車軸をつなぐカルダンシャフトによる静水圧式の自動変速装置並びに3つのブレーキ装置を備えている。

この車両は、制御装置を有する運転室、タレットの上に装着されたダブルブームに取り付けられた溶接ヘッド（電気溶接作業用に設計されたもの）及び発電機を有する。

本品は、道路（最高速度 32 キロメートル／時）及び鉄道線路（最高速度 47 キロメートル／時）を走行することができる。

通則 1（17 部注 4 (a)）及び 6 を適用

